

〔昭和42年6月26日〕
告示 第47号

(趣 旨)

第1条 この要綱は、川西市災害対策本部条例（昭和38年条例第22号）第7条の規定に基づき、川西市災害対策本部（以下「本部」という。）の組織及び運営について必要な事項を定めるものとする。

（副本部長及び本部員）

第2条 副本部長は、副市長をもつて充てる。

2 本部員は、次に掲げる者をもつて充てる。

(1) 政策会議規程（昭和42年川西市訓令第9号）第2条第3号から第19号までに掲げる者

(2) 議会事務局長

(3) 前2号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

3 本部員に事故あるときは、副本部長があらかじめ定めた職員がその職務を代理する。

（副本部長、副本部長の職務代理）

第3条 総務部長は、副本部長及び副本部長を助け、副本部長及び副本部長に事故あるときはその職務を代理する。

（本部会議等）

第4条 本部会議は、副本部長、副本部長及び本部員から構成し、副本部長が主宰する。

2 本部会議は、次に掲げる事項についてその基本方針を決定する。

(1) 消防、水防その他緊急措置に関すること。

(2) 被災者の救難、救助その他民生安定に関すること。

(3) 災害時の応急対策に関すること。

(4) 配備体制の決定に関すること。

(5) その他災害応急対策の実施及び調整に関すること。

（分掌）

第5条 本部に、本部司令室並びに別表に掲げる部及び班を置く。

2 本部司令室は、次に掲げる職員をもつて組織する。

(1) 副市長

(2) 上下水道事業管理者

(3) 総合政策部長

(4) 総務部長

(5) 消防長

3 本部司令室は、次に掲げる事項を所掌する。

(1) 本部会議を開催する暇がない場合における、前条第2項各号に掲げる事項についての基本方針の決定に関すること。

(2) 災害応急対策の実施及び調整に関する事項のうち、軽易なものについての基本方針の決定に関すること。

4 第1項の部（地区対策部を除く。）の長（以下「部長」という。）は別表に掲げる職員とし、副部長、地区対策部長、班長及び班員は部長がこれを定める。

5 第1項の部及び班の事務分掌は、別表に定めるとおりとする。
（部長等の職務）

第6条 部長は、所属職員を指揮監督し、所管事務の執行にあたる。

2 副部長は、部長を補佐し、部長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 地区対策部長は、部長の命を受け所属職員を指揮監督し、所管事務の執行にあたる。

4 班長は、部長の命を受け所属班員を指揮監督し、所管事務の執行にあたる。

（本部事務局）

第7条 本部に事務局を置き、次に掲げる事項を所管する。

(1) 本部の設置及び廃止に関すること。

(2) 本部会議及び本部司令室会議に関すること。

(3) 地震情報及び気象予警報の収集伝達に関すること。

(4) 災害情報及び応急活動状況の概要把握に関すること。

(5) 前各号に掲げるもののほか、特命事項に関すること。

2 事務局の職員は、総務部危機管理室の職員をもって充てる。ただし、本部長が必要と認めるときは、他の職員をこれに充てることができる。

（水防本部との関係）

第8条 本部が設置されたときは、水防本部はこの本部に吸収する。